

滋賀県バスケットボール協会 U18 部会
合同チーム参加規定

第1条 目的

本規程は単独チームでの大会参加が困難なチームが生じていることに配慮し、少人数であってもリーグ戦に参加の機会を与えるという教育的配慮から、複数のチームによる合同チーム編成での参加を目的とする。したがって、勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

第2条 合同チームの編成基準

- (1) 人数が4人以下のチームは複数で合同チームを編成することができる。
- (2) 合同チームは同ブロック内で編成すること。(高体連バスケ専門部のブロックに準ずる)
- (3) 合同希望チームがブロックで1チームしかない場合、また、同ブロック内でもお互いに距離があり、計画的に練習ができない場合は、近隣の学校と合同チームを組むことができる。この場合は、第2条(6)の人数の規程は適用しない。
- (4) 合同チームによる練習は、各校1名以上の引率のもと、計画的、継続的に実施されること。
- (5) 一時的な欠員の場合は認められない。なお、長期的な欠員（欠員の理由となった当該選手は、当予選会及び上位大会に出場することはできない）の場合は別途審査委員会が判断する。
- (6) 合同チームのメンバーは合計で登録メンバーを超えないようにすること。
- (7) 合同チームの編成期間は、参加申し込みから当該年度の終了時までとする。

第3条 合同チーム大会申し込み

- (1) コーチ、Aコーチ等の規定は「U18バスケットボールリーグ滋賀」と同様とする。
- (2) 合同チームによる参加の願いがある場合、リーグ戦申し込み締切日と同日までにU18部会長に直接申し出ること。また、合同チーム申込書をメールにてU18部会長に提出すること。様式については、U18部会ホームページ（顧問のページ）よりダウンロード。
- (3) 審査委員会（U18部会長、副部会長）が申請内容を確認し、参加の可否を判断する。

第4条 登録について

- (1) 合同チームを編成してt愛会に参加を希望するチームは、選手はすべて日本バスケットボール協会への登録を必要とする。
- (2) 参加申し込み以降に入部した部員がリーグ戦に参加する場合、U18部会長に報告し、審議によって参加の可否を判断する。

第5条 チーム名

各チームの略称名を連記する。

第6条 ユニフォーム

統一することが望ましいが、同色の場合のみ各チームのユニフォームを着用して出場することを可とする。ただし、背番号は重複する様にする。また、ユニフォームの色が異なる場合は、新規に作成するか、いずれか1つのチームのものを着用することを原則とする。

第7条 勝ち上がりについて

日本バスケットボール協会が主催する上位リーグへの出場を可能とする。

付則、この規定をU18部会の議決を経なければならない。

本規則は、令和7年4月1日より施行する。